

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇訓令 鳥取県保健所及び衛生研究所使用料手数料の額の廃止
- ◇告示 肥料検査の成績 保険医の指定 診療所所在地の変更 指定医師の取消 建設業者の変更登録 建設業者の登録 麻の廃止並びに指定
- ◇公告 火薬類取扱主任者の資格試験の実施

## 訓令

鳥取県訓令第八号

衛生部長

各保健所長  
衛生研究所長

鳥取県保健所及び衛生研究所使用料、手数料条例に規定する知事の定める使用料、手数料の額（昭和二十五年十二月鳥取県訓令第二十八号）は、昭和三十一年三月三十一日限り廃止した。

昭和三十一年五月八日  
鳥取県知事 遠藤 茂

## 告示

鳥取県告示第七十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き、昭和三十一年一月、二月、三月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十一年五月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

(二月分)	肥料の種類	保証票添附者	検査点数	うち不 合格 数
-------	-------	--------	------	----------------

硫酸アンモニヤ	三菱化学工業株式会社	二	○
過磷酸石灰	石原産業株式会社	三	○
硫酸加里	三菱商事株式会社	二	○
塩基配合肥料	昭和電工株式会社	六	○
化成肥料	日本チツカリン肥料工業株式会社	八	○
	昭和電工株式会社	六	○
	神島化学工業株式会社	八	○
(二月分)			
石灰窒素	電気化学工業株式会社	三	○
ひまし油粕粉末	豊国製油株式会社	六	○
普通配合肥料	鳥取県中央農業協同組合連合会	二	○
化成肥料	日本チツカリン肥料工業株式会社	八	○
(三月分)			
尿素	東洋高圧工業株式会社	三	○
脱脂大豆粕	マルニ産業株式会社	三	○

ひまし油粕粉末	豊国製油株式会社	三	○
普通配合肥料	鳥取県中央農業協同組合連合会	一八	○
化成肥料	新日本窒素肥料株式会社	三	○
	日本チツカリン肥料工業株式会社	一六	○

鳥取県告示第七十六号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十  
 八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。  
 昭和三十一年五月八日

診療科名	診療所	氏名	指定年月日
------	-----	----	-------

精神科、神経科	倉吉精神病院	倉吉市上井町四三	小倉 淳	昭和三十一年三月三十一日
---------	--------	----------	------	--------------

鳥取県告示第七十七号  
 健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件(昭和二十三年厚生省令第三十二号)第五条の規定  
 により、次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。  
 昭和三十一年五月八日

診療科名	診療所名称	診療所所在地	変更理由	氏名	変更年月日
歯科	山根齒科診療所	東京都台東区浅草七軒町一	管外 転出	山根 通裕	昭和三十一年四月一日

鳥取県告示第七十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第一項の規定により指定を受けた医師から辞退があらつたので次のように医師の指定を取り消した。

昭和三十一年五月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名 氏名 住 所 辞退年月日 取消年月日

内科 大饗 喜一 日野郡根雨町 日野病院内 昭和三十一年三月三十一日 昭和三十一年三月三十一日

鳥取県告示第七十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十一年五月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 おもな営業所の所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 (に)第九〇号	昭和三十一年三月二十五日	千代川建設株式会社	鳥取市吉方新道四〇六	西村 義雄
第九八号	〃	小林 組	〃	小林 菊造
第一四五号	〃三月十五日	小山 組	〃	小山 富藏
第一四六号	〃三月十七日	有限会社 赤松商会	〃 上魚町二四	赤松幸太郎
第三〇五号	〃三月九日	田中工務店	八頭郡智頭町智頭一、六四三ノ一	田中 辰治
第三一二号	〃三月二十五日	大和建设株式会社	〃 六三八ノ三	笹尾 国藏
第三〇六号	〃三月九日	河 金 組	東伯郡羽合町橋津	河金 敬義
第三〇八号	〃三月二十五日	村 山 組	〃 三朝町三朝	村山 治隆
第三〇七号	〃三月九日	長 岡 組	西伯郡大高村大字尾高一、四二七	長岡 一
第三一一号	〃三月二十五日	有限会社 永見組	〃 境澄町佐斐神一、四七七	永見 至誠
第四四号	〃三月十日	富士建設株式会社	〃 米子市万能町三八	中本 正治
第三〇四号	〃三月九日	松本工務店	日野郡根雨町根雨九〇一ノ三	松本 房義

鳥取県告示第八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年五月八日

登録番号 登録年月日 鳥取県知事 遠 藤 茂  
 鳥取県知事登録 (に) 第四二二二号 昭和三十一年 永和建設工業有限公司 米子市中町三十二番地 申請者氏名  
 (に) 第四二二三号 四月十八日 佐野工務店 紺屋町一〇八番地 鍋倉 岩雄  
 佐野 秀雄

鳥取県告示第百八十一号

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第二条の規定による解を次のとおり昭和三十一年五月一日廃止並びに指定した。

昭和三十一年五月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

廃止

- 鳥取県中部地方事務所
- 鳥取県西部地方事務所
- 鳥取県火災復興事務所
- 鳥取県東部港湾修築事務所
- 鳥取県木材工業指導所

指定

- 鳥取県中部福祉事務所
- 鳥取県西部福祉事務所
- 鳥取県中部耕地事務所
- 鳥取県西部耕地事務所
- 鳥取県中部山林事務所
- 鳥取県西部山林事務所
- 鳥取県美保涉外労務管理事務所
- 鳥取県山陰酪農講習所

公 告

鳥取県甲種及び乙種火薬類取扱主任者の資格試験の施行につき、次のように公告する。

昭和三十一年五月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 種類及び試験科目

- 種 類 甲種 火薬類取扱主任者
- 乙種 火薬類取扱主任者
- 試験科目 火薬類取締法令
- 一般火薬学
- 口答試験

二 試験の日時及び場所

- 1 日時 昭和三十一年六月三日(日曜日)午前九時から午後四時まで
- 2 場所 鳥取市

三 受験手続

次の書類を各二部ずつ(但し写真は一葉)鳥取県經濟部商工課に提出のこと。

1 受験願書

火薬類取締法施行規則別表第十七様式による

2 履歴書

同右規則別表第十八様式による

3 写真

手札型、願い出前六ヶ月以内に撮影したもので、上半身正面撮影したもの  
 裏面に撮影年月日、氏名、年令及び受験しようとする試験の種類を記載のこと。

4 戸籍抄本

4 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部(一部)にはり付け消印しないこと。

受験手数料はいかなる理由があつても返しません。

五 受験願書提出期限

昭和三十一年五月二十日まで

六 受験票

願書を受けたものには受験票を交付する。